

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内 幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
口今井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 9経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：なし
コメント：集落においては、今後懸念される耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。また、小林智氏は、農産物の生産量を上げるため、経営規模の拡大を図り、ファーマーズマーケットへの出荷、民間企業への新規販路拡大を図っていく。中谷良弘氏は、当分現状のままの経営規模を維持していく。また、巽周一氏は、現状の経営内容を維持しながら耕作できなくなった水田を引き受け水稻栽培の規模拡大を図っていく。